

平成30年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第240回定例会

10月29日開会

10月29日閉会

第240回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成30年10月29日(月曜日)

出席議員(18名)

1番 志村新一郎君	2番 山谷清君
3番 柄目孝治君	4番 星守夫君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 菅原研治君	8番 村上満君
9番 佐藤貴久君	10番 丸山勝利君
11番 大沼克巳君	12番 吉野敏明君
13番 高橋たい子君	14番 平間奈緒美君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 佐藤吉市君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 大友喜助君
理事 山田裕一君	理事 村上英人君
副町長 斎藤一重君	理事 齋清志君
理事 佐藤英雄君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 加藤弘一君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 水戸卓司君	滞納整理課長 大槻充夫君
介護保険課長 関場幸江君	業務課長 阿部直樹君
消防長 咲間定実君	次長 村上雅浩君
管理課長 佐々木保方君	警防課長 佐久間幸男君
指令課長 梅津祐二君	教育次長 加藤雅章君
業務課長補佐 穴戸清人君	

事務局職員出席者

事務局長 大内豊君	書記 佐藤真由美君
-----------	-----------

議事日程

平成30年10月29日(月) 午前10時開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 副議長の選挙
 - 第5 諸報告
 - 第6 一般質問
 - 第7 報告第2号 専決処分の報告について(公用車の事故に係る和解(示談)について)
 - 第8 第11号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第12号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第9 第13号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)
第14号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)
- 午前11時04分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

副議長の選挙

諸報告

一般質問

報告第2号 専決処分の報告について(公用車の事故に係る和解(示談)について)

第11号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第12号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

第13号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)

第14号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)

午前10時 開会

○議長(柄目孝治君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る9月11日に七ヶ宿町長選挙が告示され、その結果、小関幸一さんが無投票で当選されております。

引き続き当組合理事に御就任されましたので、御報告を申し上げます。おめでとうございます。

これより、第240回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めています。

ただ今の出席議員は18名で全員であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議はあらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長(柄目孝治君) 日程第1、議席の指定を行います。

この度、角田市議会での組合議会議員の選挙、並びに七ヶ宿町議会議員の改選に伴い、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、4番星守夫君、7番管原研治君、8番村上満君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方々を御紹介いたします。9月28日付けで角田市議会から選出されました、星守夫君でございます。

10月1日付けで七ヶ宿町議会議長になられました、管原研治君でございます。

七ヶ宿町議会選出の村上満君でございます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(柄目孝治君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により、議長において、5番佐藤長成君、14番平間奈緒美君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長(柄目孝治君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

○議長(柄目孝治君) 日程第4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙に当たり、選挙の方法につきましては、いかがいたしましょうか。

○18番(佐藤吉市君) 議長、18番。

○議長(柄目孝治君) 18番、佐藤吉市君。

○18番(佐藤吉市君) 動議を提出いたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることをお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) ただ今、18番佐藤吉市君から、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によられたいとの動議が提出されました。

この動議に、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によられたいとの動議は可決されました。

お諮りいたします。

指名の方法はいかがいたしましょうか。

○18番(佐藤吉市君) 議長、18番。

○議長(柄目孝治君) 18番、佐藤吉市君。

○18番(佐藤吉市君) はい。

動議を提出いたします。指名の方法につきましては、私に指名権を与えていただき、私から指名申し上げることをお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) ただ今、18番佐藤吉市君から、指名権を与えてほしいとの動議が提出されました。

この動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、指名の方法は18番佐藤吉市君に指名権を与えることについての動議は可決されました。

それでは、18番佐藤吉市君、副議長の指名をお願いいたします。

○18番(佐藤吉市君) はい。

○議長(柄目孝治君) 18番。

○18番(佐藤吉市君) それでは、指名権を与えていただきましたので、御指名を申し上げます。

副議長に15番、眞壁範幸君を推薦いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) ただ今、18番佐藤吉市君から副議長に、15番眞壁範幸君との指名がありました。

お諮りいたします。ただ今、指名されました15番眞壁範幸君を副議長の当選人と定めることに賛成の方は起立願います。

起立全員であります。

よって、15番眞壁範幸君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選された15番眞壁範幸君がおられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

眞壁範幸君、登壇の上、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長(眞壁範幸君) はい。

○議長(柄目孝治君) 15番。

○副議長(眞壁範幸君) 皆さんおはようございます。

一言、御挨拶をさせていただきます。

ただ今、議員各位の御推挙によりまして、副議長の職に就かせていただくことになり大変、光栄に存じますとともに責任の重さを痛感しておる次第であります。

微力ではございますが、柄目議長の下、御指導をいただきながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努めてまいる所存でございます。

どうか皆様方の御支援、ごべんたつを賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。【拍手】

日程第5 諸報告

○議長(柄目孝治君) 日程第5、諸報告を行います。

はじめに、去る9月14日、細川健也君から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いが提出され、地方自治法第126条の規定により、同日付で、これを許可いたしましたので、御報告申し上げます。

また、先ほど、議席の指定の際に説明のありましたように、角田市議会での組合議会議員の選挙、並びに七ヶ宿町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、10月1日付けで星守夫君、同日付で村上満君を、それぞれ指名選任いたしましたので御報告申し上げます。

教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく平成29年度の教育に関する事務の点検・評価結果の報告及び監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) それでは、行政報告をさせていただきます。

本日ここに、第240回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わせることができますことに、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。

ただ今副議長となられました眞壁範幸副議長におかれましては、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。

また、ただ今、議席の指定を受けられました角田市の星守夫議員並びに七ヶ宿町の菅原研治議員及び村上満議員には、改めて就任のお祝いを申し上げます。

今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、はじめに農林業系廃棄物の試験焼却関係についてであります。

1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物に係る試験焼却につきましては、昨年12月の知事と試験焼却予定4圏域の管理者等の首長との会合による合意に基づき、当仙南圏域におきましては本年3月から試験焼却を実施し、その後、黒川圏域、石巻圏域、今月15日からは大崎圏域においても試験焼却が開始され、4圏域の足並みがそろったところであります。

当組合の試験焼却といたしましては、10月1日から第5クールといたしまして、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の川崎町の稲わらを1日1トン、5日間で合計5トンの試験焼却を行い、焼却した稲わらの放射性セシウム濃度は、最大で1キログラム当たり7,533ベクレルでありました。

この試験焼却期間中の放射性セシウム濃度の測定結果といたしましては、煙突排ガス

については不検出、スラグについては1キログラム当たり73ベクレル、固化灰につきましては1キログラム当たり732ベクレルという結果となっております。

この測定結果を第1クールから第4クールまでの測定結果と比較いたしますと、若干測定値の上昇がみられるものの、いずれも組合独自に定める環境管理基準値以下の値であり、前年度実績の数値と比較いたしましても同程度であることを確認いたしております。

次に、第3クール以降の試験焼却において、環境監視体制の精度向上のために行っております二重チェック体制の結果についてであります。

各クールの煙突排ガスの測定結果といたしましては、試験焼却の受託業者が行いました測定結果と組合が行いました測定結果は共に不検出であり、スラグ及び固化灰につきましても双方の測定結果に大きな差異はなく、二重チェック体制におきましても焼却の安全性が確認されたところであります。

このことから、予定どおり試験焼却の前後(最後)となります第6クールに移行することとし、11月5日から1キログラム当たり8,000ベクレル以下の白石市のほだ木の試験焼却を実施することにいたしましたので、引き続き議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業についてであります。

はじめに、10月3日に執り行いました白石斎苑の安全祈願祭には、お忙しい中、議員各位の御臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、白石斎苑におきましては、造成工事が完了し、来月から本格的に建築工事に着手することとしております。

また、柴田斎苑におきましては、現在、2階のコンクリート打設工事を行っているほか、火葬炉設備を工場において製作しているところであり、10月末時点での工事の進捗率は約38パーセントの出来高となっており、両斎苑とも順調に進捗しているところでございます。

今後も本事業の進捗状況につきましては、機会あるごとに御報告したいと考えておりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、斎苑使用料の改定についてであります。

斎苑使用料改定(案)に係るパブリックコメントを8月1日から同月31日までの1か月間実施いたしましたところ、圏域住民1名の方から意見書の提出がありました。

その内容といたしましては、斎苑使用料の改定についてはやむを得ないと判断するとした上で、改定内容について2点の質問及び意見が付されていたものであります。

この意見等につきましては、10月5日開催の理事会におきまして協議を行い、組合としての考え方を取りまとめております。

その内容につきましては、10月19日開催の議会に対する説明会におきまして、議長を

はじめとする議員各位に御報告申し上げたところであります。

この組合の検討結果につきましては、明日、組合業務課及び構成市町の受付窓口並びに組合ホームページにおいて公表する予定としております。

今後は、12月の組合議会定例会において斎苑使用料に係る関係条例の改正案を上程することとしておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、先月発生した北海道胆振東部地震に伴う緊急消防援助隊の応援活動についてであります。

まず始めに、平成30年北海道胆振東部地震では、胆振地方をはじめとする多くの道民が被災し、尊い人命が失われました。不幸にしてお亡くなりになられました方々に対し、衷心より御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられました皆様につきましてもお見舞いを申し上げます。

緊急消防援助隊の応援活動であります。この災害支援のため当消防本部より2隊の緊急消防援助隊を派遣いたしております。派遣期間は9月6日から9月11日までの6日間で、7名の職員が支援活動を行っております。

派遣隊の活動内容としましては、宮城県隊の一員として厚真町幌内地区の安否不明の1世帯3名の人命検索活動を行ったものであります。

緊急消防援助隊の活動につきましては、今後とも、当管内の消防体制を維持しながら、応援要請に応じてまいりたいと考えております。

最後に、昨年10月の台風21号の接近に伴う大雨により、冠水した道路に進入し、走行不能となった高規格救急自動車の修理完了についてであります。

大河原消防署川崎出張所の当該車両は、当時、傷病者を大河原町内の病院に搬送した後、村田町大字沼辺字竹ノ内地内を走行中、冠水した道路に進入し、走行不能となったものであります。

本年9月19日にエンジン、内装、電装品などの修理が完了し、同日午後から運用を開始しております。

二度とこのような事故を起こさないよう、安全管理を確実に行之、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上、御報告いたします。

○議長(柄目孝治君) 理事長さんの報告の中で、数値の誤りがありましたので私の方から訂正しておきます。1キログラム当たり8,000ベクレルのところを800ベクレルと申し上げたようですけど、8,000ベクレルの間違いです。

それと、もう一か所ですね、予定どおり試験焼却の「前後」というふうに説明いたしましたところが、「最後」ですね、御指摘申し上げます。

御苦労様でございました。

日程第6 一般質問

○議長(柄目孝治君) 日程第6、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、1名であります。

なお、議会先例で定められているとおり、発言時間は再質問、再々質問含めて、30分以内とするのを例としております。

残り5分前に1回、終了時の2回ベルを鳴らしますので、御承知願います。

それでは、10番丸山勝利君、登壇願います。

○10番(丸山勝利君) はい。

○議長(柄目孝治君) 10番。

○10番(丸山勝利君) 10番、丸山勝利です。

初めての一般質問ですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

私の質問事項は2項です。

まず1項目、放射性物質の検査機関について。

仙南クリーンセンターで、8,000ベクレル以下の仙南地域2市7町で保管されている農林業系廃棄物の試験焼却が始まり、地域住民にとどまらず大きな関心事項となっています。賛成、反対はあるものの判断基準として重要になるのが、放出される放射性セシウム濃度となっております。

御承知のとおり放射性物質は無色透明、無味無臭なので、検査結果のデータが、最も重要な判断基準になると思われるので以下伺います。

(1)焼却による排ガス中の放射性物質の分析を行っている株式会社理研分析センターが環境省東北地方環境事務所管内において、分析結果の虚偽報告により契約の解除と、3か月の指名停止処置を受けているが、信頼性が疑われる会社に委託し続けているのはなぜか。

(2)第239回の議会定例会において、第9号議案の専決処分で、更なる安全性の確認のために第3クール以降の放射性セシウム濃度の測定を組合においても業者に委託測定を行うが、費用は信頼性を失った株式会社理研分析センターが負担すべきではないか。続きまして2項目、公用車のドライブレコーダーについてであります。

今やドライブレコーダーは万が一の事故のときに、事故の経緯や過失の有無などに非常に有効な証拠を画像にて残すツールとして非常に有効になっております。万が一の事故のときに当事者が納得するものとして、また、職員の負担軽減として非常に役立つ装備と思われるので以下伺います。

(1)仙南地域広域行政事務組合の公用車の台数は何台か。

公用車のうちドライブレコーダーが搭載されている車は何台か。

(2)消防車などの緊急車両にはドライブレコーダーの搭載は必要不可欠と思われるが、緊

急車両のドライブレコーダーの搭載率は幾らか。

以上質問いたします。

○議長(柄目孝治君) 当局の答弁を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 丸山議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

大綱第一点目、試験焼却における放射性物質の検査機関についての御質問であります。

まず、一つ目の焼却による排ガス中の放射性物質の分析を行っている株式会社理研分析センターが環境省東北地方環境事務所管内において、分析結果の虚偽報告により契約の解除と、3か月の指名停止処置を受けているが、信頼性が疑われる会社に委託し続けるのはなぜか、との御質問について、お答えいたします。

この株式会社理研分析センターにつきましては、議員御指摘のとおり、環境省が発注した特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査等業務において実施された浸出水処理水中のふっ素及びその化合物の分析において、同省への事前の協議がなく、仕様書で規定した分析方法以外の方法で分析をしていたにも関わらず、計量証明書において、仕様書で規定した分析方法で実施したとの虚偽の報告をした等の理由により、その契約が解除され、このことが同省の指名停止等の措置要領に定める不正又は不誠実な行為に当たるとして、環境省東北地方環境事務所管内において、平成29年4月25日から7月24日までの3か月間の指名停止となったものであります。

組合における放射性物質濃度測定業務委託につきましては、既に環境省による指名停止期間が終了していた昨年10月10日に仙南クリーンセンターの運営事業者であります株式会社仙南環境サービスを受注者として、農林業系廃棄物の試験焼却業務委託の一環として、委託契約を締結したものであります。

この試験焼却業務委託のうちの放射性物質濃度測定業務につきましては、受注者において、専門性が高い業務であることから、その測定業務を実施することができる専門業者の選定にあたり、社内規定に基づき、本件業務に係る十分な技術力や実績、経営状況等を調査した結果、株式会社理研分析センターが選定されたものであります。

組合において調査いたしましたところ、試験焼却業務委託の受注者における選定過程においては、既に環境省による指名停止期間が終了していることを踏まえて検討したとのことであります。

指名停止措置につきましては、その措置を行った行政機関において、一定の期間、その行政機関が実施する競争入札等への参加の指名を差し控えることを内部決定したもので、入札参加資格そのものを剥奪されるものではないとされており、指名停止期間終了後はその措置が解除され、再び入札に参加できることとなるものであります。

現在の環境省東北地方環境事務所における対応を確認いたしましたところ、株式会社

理研分析センターについては指名停止期間終了後の競争入札において、再び指名を行っているとのこととあります。

組合におきましては、株式会社理研分析センターは、組合における競争入札参加有資格者であり、これまで組合による指名停止措置はなく、組合が株式会社仙南環境サービスに対して行った業務委託の中の農林業系廃棄物に係る測定業務も適正に履行されておりますことから、当組合において信頼性が損なわれたとの認識はなく、引き続き受託者において株式会社理研分析センターによる測定業務を行うことに問題はないものと考えております。

次に、二つ目の第3クール以降の放射性セシウム濃度の測定を組合においても業者に委託測定を行うが、費用は信頼性を失った株式会社理研分析センターが負担すべきではないか、との御質問にお答えいたします。

専決処分の承認をいただきました、農林業系廃棄物試験焼却に係る放射性セシウム濃度測定委託につきましては、議員全員協議会での御意見等を踏まえ検討いたしました結果、組合においても排ガス等の測定を実施し、株式会社仙南環境サービスが実施する測定と合わせ二重にチェックする体制で行うこととしたものであります。

この二重チェック体制につきましては、組合において圏域住民の安全安心や、試験焼却についてのなお一層の御理解を得る必要があるとの考えから、試験焼却期間中の測定の精度を向上させ、更なる安全性の確認のため、別の分析業者においても測定業務委託を実施することとしたものであります。

また、当該委託業務につきましては、環境省と協議いたしました結果、二重チェック体制の必要性が認められ、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金の交付決定がなされており、組合及び市町の負担はないものでもあります。

このようなことから株式会社理研分析センターにその費用負担を求める理由は生じないものと考えております。

次に、大綱二点目の公用車のドライブレコーダーに関しての御質問であります。

丸山議員御指摘のとおり、ドライブレコーダーは万が一の事故において、有効な証拠となる画像を残し、事故責任の明確化が図られますとともに、職員の負担軽減に非常に役立つものであると認識いたしております。

また、交通事故時などの映像を基にして、職員への交通安全教育も行えるものと考えております。

このことから、当組合におきましては、平成24年度から車両の更新時期に合わせドライブレコーダーを搭載してきたところでございます。

今後におきましては、理事会で協議いたしました結果、緊急車両につきましては、その有効性が高いと考えられますことから、来年度末までにドライブレコーダーを搭載して参りたいと考えております。

なお、丸山議員から御質問のありました当組合の公用車の台数及びドライブレコーダーの搭載車両の台数並びに緊急車両へのドライブレコーダーの搭載率につきましては、実務的な事項ですので企画財政課長及び消防長より答弁いたさせます。

○議長(柄目孝治君) 企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) 理事長の命により、公用車のドライブレコーダーについての一つ目の当組合の公用車の台数及びドライブレコーダーの搭載車両の台数について、答弁いたします。

当組合におきましては、理事会事務局において16台、教育委員会事務局において3台、消防事務局において54台の公用車を保有しており、組合全体では73台の公用車を保有いたしております。

これらの公用車のうち教育委員会事務局の公用車に1台、消防事務局の公用車に13台、合計で14台の公用車にドライブレコーダーを搭載いたしております。

○議長(柄目孝治君) 消防長。

○消防長(咲間定実君) 理事長の命により、公用車のドライブレコーダーについての二つ目の緊急車両へのドライブレコーダーの搭載率について、答弁いたします。

消防事務局において所有する公用車は、先ほど、企画財政課長が答弁しましたとおり54台であり、そのうち緊急車両は52台となっております。

緊急車両52台のうちドライブレコーダーを搭載しております車両は、高規格救急自動車が5台、普通消防ポンプ自動車が3台、広報車が2台、小型動力ポンプ付水槽車、救助工作車及び指揮隊車が各1台の合計13台となっており、緊急車両のドライブレコーダーの搭載率につきましては、25.0パーセントとなっております。

以上でございます。

○議長(柄目孝治君) 10番丸山勝利君、再質問を許します。

○10番(丸山勝利君) 何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、分析結果行っている株式会社理研分析センターですね、こちら指名停止の概要として、使用規格ではない分析方法でっていうのがまず1点有るんですけども、2点目としてそうやってその分析結果についてフッ素及びその化合物が検出されていたにもかかわらず、報告下限値として発注者に報告した。結局、出てるのに出てないみたいな形であちらに報告しているんですよ。まあ、これが結局クリーンセンターでいうと結局放射性物質が検出されたにもかかわらず、下限値っていうような報告に捉えられるようなものだと思うんですけども、その辺でも結局安全性が担保されると理事長は思いなのかどうか、また、その部分でこれからも理研分析センターで安全性が確保できるのか、それ1点と、2点目のドライブレコーダーですけども、これ、やっぱり有効なツールだと思うんで、早急に搭載されるべきと思うんですけども、その中で緊急車両っていいですか、ドライブレコーダーの平成24年度から車両に更新時に併せてドライブレコーダー

搭載してきてるっていうんですけども、6年近くたってまだ25パーセントなのかなって、もっと進まないのかどうか、その2点お願いします。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求めます。滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) まず、ここでは契約内容を分けて考えなければならないというふうに思っております。

広域の方ではですね、仙南環境サービスの方に全体として業務委託をしたわけであります。それから、仙南環境サービスが理研分析センターの方に委託していると、その手続上に問題があったかどうかというチェックをさせていただいたところで問題はなかったと、普通、入札で行われている問題があった場合の後の処理もきちんと行われているというふうに解釈しましたので、手続上に問題はないと、ルール上やっているというふうに思っております。

なお、この分析結果の中身まではですね、理事長は結果しか分からない、どういう手続きまでは詳細に承知をしておりますが、承知できませんが、ただし現在、二重チェックをさせていただいておりますので、新たな会社とその理研の分析結果をですね、そう解離しているわけではありませんで、私としては、現在の結果から見て分析は手続上正しく行われているものと解釈しているところでございます。

○議長(柄目孝治君) もう一点あったんでは。理事長。

○理事長(滝口茂君) はい。

丸山議員の農林系の方に頭が行ってまして、ドライブレコーダーは来年度もう全て入れるというふうにいったので、ちょっと油断をしておりましたけれども、25パーセントはですね、やっぱり他の自治体の動向とかですね、それから更新時にやってきたということがございます。

でも、更新時では丸山議員御指摘のとおり、間に合わないという判断をしましたので、来年度1年を掛けて予算を確保して、全て緊急自動車についてはやるということでございました。

25パーセントはその都度更新のときにやってきた結果がたまたま25パーセントだったということで理解をしております。

○議長(柄目孝治君) 以上で、10番丸山勝利君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における一般質問を終結いたします。

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について(公用車の事故に係る和解(示談)について)

○議長(柄目孝治君) 日程第7、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 報告第2号、専決処分の報告についてであります。

本件は、公用車の物損事故に係る和解について専決処分を行いましたので、議会に対し報告するものであります。

事故の概要としましては、本年8月3日、公務のため公用車を運転していた滞納整理課の職員が大河原町内において信号待ちをしていたところ、後続車両に追突されたものであります。

事故の原因としましては、後続車両の運転手が、助手席の荷物を取ろうとして、ブレーキから足を離れたことにより、車両がクリープ現象により進んでしまい追突したものであります。

その後、相手方と話し合いをした結果、当組合の過失割合はゼロということで示談いたしました。

本事案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく理事会の専決処分の指定事項に定める和解であることから、去る10月3日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 以上で報告第2号の専決処分の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

日程第8 第11号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第12号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(柄目孝治君) 日程第8、第11号議案平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第12号議案平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第11号議案平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第12号議案平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案であります。

詳細については、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 加藤会計管理者登壇願います。

○会計管理者（加藤弘一君） それでは、理事長の命によりまして、第11号議案、第12号議案、平成29年度の組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の決算につきまして、歳入歳出の款、項の区分に従いまして、決算の内容と実質収支に関する調書について、御説明を申し上げます。

こちらの決算書を用いまして御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の2ページ・3ページをお願いいたします。

はじめに、一般会計の歳入決算でございます。

1款、分担金及び負担金につきましては、35億506万6,560円の決算でございます。

うち、市町からの負担金は、34億9,016万4,000円で、一般会計の全歳入の75.9パーセントとなっております。

続きまして2款、使用料及び手数料につきましては、4億8,286万5,826円の決算でございます。

うち、ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料など衛生手数料が、4億7,658万9,370円、約98パーセントを占めてございます。

続きまして、3款、国庫支出金につきましては、86万8,320円の決算でございます。

廃棄物処理施設モニタリング事業に伴う、補助金となっております。

続きまして4款、県支出金につきましては、705万9,630円の決算でございます。

角田消防署に配備しました、普通消防ポンプ自動車に交付されました市町村振興総合補助金が主なものとなっております。

5款、財産収入につきましては、9,106万7,248円の決算でございます。

財産売却収入として、仙南リサイクルセンターの資源回収物売払い代など、8,909万2,855円が主なものとなっております。

続きまして、6款の繰入金、8,088万9,792円の決算でございます。

財政調整基金から繰入れが、主なものとなっておりますけれども、その他では仙南クリーンセンター地元対策事業寄附金などに充当し繰入れをしたものでございます。

7款、繰越金につきましては、8,080万2,565円の決算でございます。

平成28年度からの繰越明許費の繰越財源を含む前年度からの繰越金でございます。

前年度からの繰越し財源は、仙南リサイクルセンター粗大ごみ破碎設備復旧工事、白石斎苑建設用地購入費、この二つの事業にかかる4,639万5,170円となっております。

続きまして、8款の諸収入につきましては、1億6,341万4,549円の決算でございます。

衛生関係では、仙南クリーンセンター売電収入、1億1,929万3,000円と亘理名取衛生処理組合からの一般廃棄物からの受入れに伴うごみ処理費用負担金1,456万3,000円、また、その他では消防関係では、県消防学校などに教官として派遣しております職員の負担金、1,651万7,000円でございます。

9 款、組合債につきましては2 億810万円の決算でございます。

衛生関係では白石斎苑・柴田斎苑建替整備事業、消防関係では、高規格救急自動車整備事業、そのほか3 事業によるものでございます。

以上、歳入合計で46億2,013万4,490円の収入済み額となっております。

予算現額と比較しまして、1,711万3,320円の増となっております。

主には、財産収入の物品の売払いでの収入が増になったものでございます。

続きまして、歳出決算でございます。4 ページ、5 ページをお願いいたします。

1 款、議会費でございます。2,475万2,746円の決算です。4 回の定例会、臨時会1 回を開催し、執行率は、98.9パーセントでございます。

続きまして、2 款、総務費につきましては、2 億407万938円の決算でございます。

定例会・臨時会を合わせまして、14回の理事会を開催し、執行率は、99.3パーセントでございます。

3 款、民生費でございます。7,360万5,335円の決算でございます。

介護認定審査会は247回、市町村審査会は24回の開催でございます。執行率は、99パーセントとなっております。

続きまして、4 款、衛生費でございます。18億3,696万1,031円の決算です。

組合全体の支出の約41パーセントを占めてございます。

主な支出は、施設の維持管理費となっておりますけれども、その他では白石・柴田斎苑の建替整備事業、仙南クリーンセンター整備対策費、仙南最終処分場延命化対策費などに要した経費となっております。

また、翌年度、繰越額としまして、仙南クリーンセンターでの農林業系廃棄物試験焼却委託料と、飛灰掘り起こし運搬委託料、臨時施設警備委託料、合わせて717万8,789円を平成30年度に明許繰越しをしてございます。

5 款、消防費でございます。20億4,902万1,652円の決算でございます。

組合全体の約46パーセントを占めてございます。

人件費以外での主な支出の内容につきましては、備品購入費で、丸森出張所配備の高規格救急自動車、大河原消防署配備の小型動力ポンプ付自動車、角田消防署配備の普通消防ポンプ自動車、消防本部の指揮隊車などを更新してございます。

続きまして、6 款、教育費でございます。1 億5,971万1,638円の決算でございます。

主な仙南芸術文化センター特別会計への繰出金、1 億2,172万5,000円が主なものとなっております。

7 款、公債費につきましては、衛生関係では16件、消防関係では36件、合わせて、1 億3,497万3,132円の決算となっております。

歳出合計としまして、支出済み額が、44億8,309万6,472円、翌年度繰越額が717万8,789円、不用額が1 億1,274万5,909円で、執行率は97.3パーセントとなっております。

次に、実質収支に関する調書でございます。

74ページをお願いいたします。

歳入総額46億2,013万4,000円。歳出総額44億8,309万6,000円。

歳入歳出差引額1億3,703万8,000円。翌年度へ繰り越すべき財源としまして、仙南クリーンセンターでの農林業系廃棄物試験焼却業務に係る委託料等358万9,000円を30年度へ明許繰越しをいたしました。

実質収支額は、1億3,344万9,000円。このうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額を9,340万円、残りの4,004万9,000円をですね、次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計の決算でございます。

76、77ページをお願いいたします。

歳入合計では、収入済額1億5,657万1,944円、予算現額と比較いたしますと、169万5,944円の増となっております。

主なものは、使用料及び手数料で増となったものでございます。

続きまして、歳出決算の方でございます。

78、79ページをお願いいたします。

1款、仙南芸術文化センター費は、支出済額が1億4,639万9,821円で、執行率は、94.5パーセントとなっております。

なお、不用額の主な要因としましては、実行委員会の各事業費による残額となっております。

次に、実質収支に関する調書でございます。96ページをお願いいたします。

歳入総額1億5,657万2,000円。歳出総額が1億4,640万円。

歳入歳出差引額が1,017万2,000円。

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額でございます。

このうち、地方自治法第233条の2の規定により、基金繰入額を600万円としまして、残りの417万2,000円を次年度に繰り越すものでございます。

以上で、平成29年度の組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の決算について、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。

佐藤代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（佐藤長壽郎君） それでは、決算審査に対する意見を申し上げます。

詳細につきましては、ただ今、会計管理者から御説明ありましたので割愛させていただきます。

審査は平成29年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等及び関係書類の提出を求め、8月20日から31日までの期間で、述べ5日間、山谷委員と実施いたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠しており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数は誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況につきましても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

以上、報告いたします。

○議長（柄目孝治君） 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第11号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり認定されました。

続いて、第12号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり認定されました。

日程第9 第13号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第2号)

第14号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)

○議長（柄目孝治君） 日程第9、第13号議案平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)及び第14号議案平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい、議長。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第 13 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）及び第 14 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 1 号）の 2 議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,958 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 56 億 2,882 万 5,000 円にいたそうとするものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,873 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 6,213 万 2,000 円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。一般会計及び特別会計予算に前年度繰越金を追加するとともに、特別会計におきましては、文化庁が行う文化芸術創造拠点形成事業補助金に係る事業の採択があったことから、補助金等に係る予算を追加する補正予算となっております。

補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 続いて詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君） それでは、理事長の命によりまして、第 13 号議案及び第 14 号議案の詳細説明を申し上げます。

平成 30 年度予算書（10 月補正）にて御説明申し上げますのでこちらの方の 1 ページをお開き願います。

第 13 号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第 2 号になります。

今回の一般会計補正予算第 2 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,958 万 9,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 56 億 2,882 万 5,000 円といたそうとするものでございます。

今回の補正予算の概要ですが、前年度繰越金及び教育委員会における臨時職員賃金などの追加に係る補正予算となっております。

8 ページ 9 ページお願いいたします。

歳入の補正になります。上段 6 款繰入金 1 項 1 目 1 節財政調整繰入金に 43 万 9,000 円追加いたしております。

これは、教育委員会臨時職員経費に充当するため追加いたしましたものでございます。

下段、7 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金に 1,914 万 9,000 円を追加いたしております。

なお、この繰越金の中には、ふるさと市町村圏基金利子を活用した事業の剰余金も含

まれておりますことから、歳出の補正にて、基金積立金の措置をしてございます。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

8 款諸収入 3 項 2 目 1 節雑入に、教育委員会臨時職員賃金に係る雇用保険料を追加いたしております。

続きまして 12、13 ページをお願いいたします。

歳出の補正です。はじめに、2 款総務費 1 項 4 目 25 節積立金、それから一番下の行になります 6 款教育費 3 項 1 目 25 節積立金の追加につきましては、平成 29 年度ふるさと市町村圏基金事業といたしまして、実施した企画費のエリアマガジン事業及び圏域活性化事業費の A Z 9 ジュニアアクトーズ養成委託料に係る決算剰余金の分を、ふるさと市町村圏基金に積み立ていたすものでございます。

続きまして、6 款教育費 1 項 2 目事務局費 4 節共済費に 8 万円、7 節賃金に 45 万 9,000 円追加しております。

これは、教育委員会事務局におきまして、11 月末からの産休職員に伴う臨時職員賃金、社会保険料を追加したことによるものでございます。

財源については、前年度繰越金 9 万 9,000 円に、その他特定財源として、44 万円、これの内訳は、雑入の雇用保険料 1,000 円、差引き不足額を、財政調整基金から 43 万 9,000 円繰り入れいたすものでございます。

続きまして 14、15 ページをお願いいたします。

8 款の予備費に 1,899 万 6,000 円を追加しております。

歳入における前年度繰越金から歳出に充当した分を差し引きまして、それぞれの所属へ追加しているものでございます。

以上が一般会計補正予算となります。

続きまして 19 ページをお願いいたします。

第 14 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第 1 号になります。

今回の補正ですが、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ 1,873 万 2,000 円を追加しまして、予算の総額を 1 億 6,213 万 2,000 円といたそうとするものでございます。

補正予算の主なものは、前年度繰越金及び文化庁から補助金収入を追加いたしたものでございます。

26、27 ページをお願いいたします。

歳入の補正です。5 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金に 157 万 2,000 円を追加しております。

下段の 7 款国庫支出金 1 項 1 目 1 節では、仙南芸術文化センター実行委員会で開催いたします、平成 30 年度の鑑賞事業などに、文化庁における事業の採択を受けたことから、文化庁からの補助金 1,716 万円を追加してございます。

続きまして 28、29 ページをお願いいたします。

歳出の補正となります。1 款仙南芸術文化センター費 1 項 1 目 19 節負担金、補助及び交付金では、実行委員会負担金 1,716 万円追加しております。

財源については、文化庁からの補助金を充てるものでございます。

2 款の予備費については、前年度繰越金を予備費に追加するものでございます。

以上が特別会計補正予算でございます。

以上で、第 13 号議案、第 14 号議案の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柄目孝治君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 13 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて第 14 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第 240 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
大変御苦勞様でございました。

午前 11 時 04 分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成30年10月29日

仙南地域広域行政事務組合

、 議会議長 柄 目 孝 治

署名議員 佐 藤 長 成

署名議員 平 間 奈 緒 美